

特定工場(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

対象業種	○製造業(物品の加工業を含む) ○電気供給業 ○ガス供給業 ○熱供給業
対象工場	上記の業種に属する工場のうち、次の施設(以下、「公害発生施設」)のいずれかを設置している工場 ○ばい煙発生施設 ○汚水等排出施設 ○騒音発生施設 ○特定粉じん発生施設 ○一般粉じん発生施設 ○振動発生施設 ○ダイオキシン類発生施設

公害防止統括者等と特定工場との対応関係(特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)

区分	対象となる特定工場	業務内容・資格
公害防止統括者	○常時使用する従業員が21人以上の特定工場	○事業の実施を統括管理する者 ○資格は不要
公害防止管理者	○全ての特定工場(ばい煙発生施設又は汚水等排出施設については、施設の区分ごとに選任)	○公害発生施設の操作・点検・補修、使用する燃料や原材料の検査等を行う者 ○資格が必要
公害防止主任 管理者	○ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されており、排出ガス量が4万N立方メートル／時以上、かつ、排水量が1万立方メートル／日以上の特 定 工 場	○公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者 ○資格が必要